

參考資料

資料1

美しく住みよい鶴ヶ島市の環境づくりの基本を定める条例

〔平成11年12月22日〕
〔条例第17号〕

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境に関する基本的施策（第7条—第12条）

第3章 環境に関する推進体制（第13条—第25条）

第4章 環境審議会等（第26条—第28条）

附則

昔、鶴ヶ島が村であった頃、人々は自然を畏れ、^{おそ}敬い、^{うやま}その生活は、自然とともにあった。

村が町になり、都市を形づくるにつれ、生活は土から離れ、水を汚し、空を曇らし、^{くも}私たちは、自然とともに生きることを忘れてきた。

それは、地球全体に広がっていた。

今、私たちは、人間が人間らしく暮らせる都市をつくりたい。

そして、地球市民として積極的に自分の生き方を見直したい。

かけがえのない地球、緑豊かなこの鶴ヶ島、私たちは、美しいふるさとを育み、未来の子どもたちに贈ることを誓います。

私たちの鶴ヶ島市は、他にさきがけて1991年11月10日に、この「地球にやさしいリサイクル都市づくりの誓い」を広く宣言しました。

ここに思いを新たにし、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 私たち鶴ヶ島市民は、現在及び将来にわたって、健康で文化的な生活を営み、さらに発展させていくためには、美しく住みよい環境を単に保全するだけでなく、よりすばらしい環境を創造していくことが重要であると考えます。この条例は、よりよい環境づくりにどうしても必要な基本となることがらを定めることを目的としています。

（用語の定義）

第2条 この条例では、定める内容が明らかになるように、次の言葉を、以下に説明している意味で用います。

- (1) 環境への負荷 人の活動が環境に与える影響であって、環境を保全するうえで支障の原因となるおそれのあるもの
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚

染、野生生物の種の減少その他の地球全体又は部分に影響が及ぶ事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献し、健康で文化的な生活の確保に寄与するもの

(3) 公害 事業活動その他の人の活動で生じる相当広範囲の大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭による人の健康又は生活環境への被害

(4) 環境監査 環境への取組について、自ら行う点検と評価

(基本理念)

第3条 環境の保全と創造は、次の基本理念に基づいて推進します。

- (1) 市民が健康で文化的な生活を営み、うるおいと安らぎの恵み豊かな環境を享受するためには、各自が不断の努力によって、進んで責務を果たし、積極的に実現を図っていくことが不可欠であること。
- (2) 自然の生態系が微妙な均衡のうえに成り立っていることの理解並びに環境への負荷により環境破壊が進みつつある現状の認識を通じて、将来にわたっての持続的発展が可能なりサイクル社会を構築すること。
- (3) 地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることを十分に配慮して、日常生活と事業活動とにおいて、自発的な行動を通じて市、市民及び事業者（市内において事業活動を行う者をいいます。）が積極的に、相互に協力していくこと。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念の実現を図るために、環境の保全と創造に関する総合的で、効率的な施策を策定し、これを積極的に実施する責務を有します。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念の実現を図るために、ごみ排出量の抑制その他日常生活に伴う環境への負荷の低減に自発的かつ積極的に協力する責務を有します。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念の実現を図るために、その事業活動に伴って生じるばい煙、汚水、その他の公害を防止するとともに、廃棄物等の適切な処理を図り、自然環境の適正な保全に、進んで措置を講じる責務を有します。

第2章 環境に関する基本的施策

(環境への配慮の優先)

第7条 市は、すべての施策の策定に当たっては、環境への配慮を優先させ、環境への負荷の低減を図り、地球環境の保全と公害の防止に努めなければなりません。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全と創造についての施策を総合的で、効率的に実現するため、環境の保全と創造についての基本的な計画（以下「環境基本計画」と略します。）を策定しなければなりません。

2 環境基本計画は、次の事項について定めるものとします。

- (1) 環境の保全と創造についての長期的な目標と施策のあらまし
- (2) その他環境の保全と創造についての施策を総合的、計画的、かつ効率的に推進す

るために必要なことから

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見が反映されるよう必要な措置を講じるとともに、鶴ヶ島市環境審議会の意見を聴かなければなりません。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに公表するものとします。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければなりません。

(総合調整のための体制の整備)

第10条 市は、環境の保全と創造に関する施策について総合的に調整し、その推進に必要な組織の体制や運用の方法等を整備するものとします。

(リサイクル社会への取組)

第11条 市は、環境への負荷が少ない都市づくりを推進するため、市民及び事業者による資源のリサイクルとエネルギーの効率的な利用の促進に努めるものとします。

2 市は、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、製品、エネルギー等の利用の促進に必要な措置を講じるものとします。

(地球環境の保全)

第12条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進するものとします。

2 市は、国、県、その他の地方公共団体及び関係機関と連携して、地球環境の保全と創造に関する国際協力の推進に務めるものとします。

第3章 環境に関する推進体制

(環境に資する事業等の推進)

第13条 市は、環境の保全と創造に資する次に掲げる事業等を推進しなければなりません。

(1) 公園及び緑地等の設置及び維持管理

(2) 多様な野生生物の生息空間の確保、適正な大気環境の保全、水辺環境の形成、その他自然環境の保全

(3) 農地、雑木林、屋敷林等の維持保存

(4) 歴史的景観及び良好な都市景観の保存又は形成

(環境に資する助成措置)

第14条 市は、市民又は事業者が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備並びにその他の環境の保全と創造に資する取組について、必要な助成その他の措置を講じるように努めるものとします。

(基金の設置等)

第15条 市は、環境の保全と創造に関する施策を効率的に推進するため、基金の設置その他必要な財政上の措置を講じるものとします。

(環境上の支障を防止する措置)

第16条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に対し、迅速かつ効率的に必要な措置を講じなければなりません。

(環境の教育と学習)

第17条 市は、市民及び事業者が、環境問題に関して、より理解と認識とを深めることができるように、環境の保全と創造に関する教育及び自発的な学習の普及を地域、学校、職場、家庭等の場を通じて図るものとします。

(環境保全活動の促進)

第18条 市は、市民又は市民が組織する民間の団体（以下「民間団体」といいます。）並びに事業者が自発的に行う環境の保全と創造に関する活動を促進するために、必要な措置を講じるものとします。

(情報の収集と調査の実施)

第19条 市は、環境の状況の把握又は環境の保全と創造に関する施策に資するため、環境に関する情報の収集及び調査の実施に努めるものとします。

(情報の提供)

第20条 市は、第17条及び第18条に定める活動の促進等に資するため、前条の情報を公表し、又は適時、適切に提供しなければなりません。ただし、この場合には、個人及び法人の権利や利益の保護に配慮しつつ行うものとします。

(市民の意見の提出及び反映)

第21条 市民は、いつでも、自由に、環境に関する意見を市に対して述べ、又は提出することができます。民間団体及び事業者についても同様とします。

2 市は、これらの意見を環境の保全と創造に積極的に反映させることができるように、必要な措置を講じるものとします。

(監視等の体制の整備)

第22条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全と創造に資する施策を適時、適切に実施するために、必要な監視、巡視、測定等の体制を整備するものとします。

(環境影響評価の推進)

第23条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に先立ち、環境に及ぼす影響について、進んで調査し、予測し、又は評価を行い、その結果に基づいて環境の保全に関して適切に配慮することを推進するため、相談、助言、指導及び協力等に努めるものとします。

(環境監査の普及)

第24条 市は、事業者の事業活動が環境に与える影響について、事業者自らが自発的に行う点検と評価を普及徹底させるために、必要な措置を講じるものとします。

(報告書)

第25条 市長は、毎年、環境の状況や環境の保全と創造について講じた施策に関する報告書を作成し、速やかに公表するものとします。

第4章 環境審議会等

(環境審議会)

第26条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、鶴ヶ島市環境審議会（以下「審議会」と略します。）を設置します。

(所掌事務)

第27条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査し、審議します。

- (1) 環境基本計画に関する事項
- (2) 環境の保全と創造についての重要事項又は基本的事項
- (3) 一般廃棄物の減量化、再資源化等に関する事項
- (4) その他環境に関連する事項

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年1月1日から施行します。

資料2 鶴ヶ島市の環境を保全する条例

〔平成11年12月22日〕
条例第18号

改正 平成13年12月21日 条例第21号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 自然環境の保全
 - 第1節 大気保全（第3条・第4条）
 - 第2節 水質保全（第5条―第7条）
 - 第3節 緑の保全及び緑化の推進（第8条―第10条）
 - 第3章 生活環境の保全
 - 第1節 不法投棄の防止及び清潔の保持（第11条―第15条）
 - 第2節 土地の埋立て等の規制（第16条―第26条）
 - 第3節 自動車の放置の防止（第27条―第35条）
 - 第4節 空き地等の管理（第36条―第38条）
 - 第5節 動物の管理（第39条・第40条）
 - 第6節 生活環境を阻害するその他の行為の防止（第41条）
 - 第4章 環境美化の促進（第42条・第43条）
 - 第5章 雑則（第44条―第48条）
 - 第6章 罰則（第49条―第53条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、緑豊かな鶴ヶ島市の自然環境及び市民生活を取り巻く生活環境の大切さにかんがみ、その保全に必要な事項を定めることにより、公害の防止、環境の美化等の推進を図り、もって市民の健康で文化的な生活を保護するとともに、総合的に環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 土砂等 土、砂、砂利等、碎石等で、廃棄物以外のものをいう。
- (3) 公共の場所 道路、公園その他の公共の用に供する場所をいう。
- (4) 有害大気汚染物質等 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第1項に規定するばい煙及び同条第9項に規定する有害大気汚染物質をいう。

(5) 埋立て等 土砂等による土地の埋立て、たい積若しくは盛土又は土砂等の採取若しくは切土をいう。

(6) 事業主 埋立て等に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をするものをいう。

第2章 自然環境の保全

第1節 大気の保全

(大気汚染の防止)

第3条 市長は、ダイオキシン類その他の有害大気汚染物質等の排出抑制のため、国、県、その他の地方公共団体及び関連機関と連携を図りながら施策を推進し、市民及び事業者に対し必要な啓発及び指導に努めなければならない。

(焼却により処理する廃棄物の減量)

第4条 市民及び事業者は、焼却により処理する廃棄物の減量を図るため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 廃棄物の排出の抑制

(2) 廃棄物の分別及び再資源化の推進

第2節 水質の保全

(水質の保全)

第5条 市長は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域（以下「公共用水域」という。）の良好な水質の保全について、必要な施策を推進し、市民及び事業者に対し必要な啓発及び指導に努めなければならない。

(生活排水の処理)

第6条 市民は、水質汚濁防止法第2条第8項に規定する生活排水を公共用水域に排出しようとするときは、良好な水質の保全を図るため次に掲げる措置を講じるように努めなければならない。

(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は第25条の3第1項の規定により事業計画の認可を受けた区域及び集合排水処理施設による生活排水処理計画を有する区域を除く市の区域においては、合併処理浄化槽を設置すること。

(2) 調理くず、廃食用油等の処理、洗剤の使用等を適正に行うこと。

(事業所排水の処理)

第7条 事業者は、水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）の適用を受けるものを除き、事業活動に伴って排出される水を公共用水域に排出しようとするときは、良好な水質の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置等必要な措置を講じるように努めなければならない。

第3節 緑の保全及び緑化の推進

(緑の施策の推進)

第8条 市長は、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）第2条の2第1項の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」を定め、その施策を積

極的に推進しなければならない。

(家庭の緑の保全等)

第9条 市民は、生け垣等の家庭の緑及び周辺地域の緑の保全並びに緑化の推進に努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(事業用地の緑の保全等)

第10条 事業者は、その事業活動により緑を損なうことのないよう必要な措置を講じるとともに、事業用地の緑の保全及び緑化の推進に努め、市長が実施する施策に協力しなければならない。

第3章 生活環境の保全

第1節 不法投棄の防止及び清潔の保持

(不法投棄の防止等)

第11条 何人も、廃棄物及び土砂等（以下「ごみ等」という。）を、公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所にみだりに捨てること（以下「不法投棄」という。）をしてはならない。

2 何人も、自宅以外の場所で使用の結果発生させた空き缶、空きびん、吸い殻、チューイングガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物は、自己の責任において持ち帰り、又は回収容器に収納すること等により、適正に処分しなければならない。

(不法投棄されたごみ等の調査)

第12条 市長は、ごみ等の不法投棄をした者を確認するため、不法投棄されたごみ等の状況を調査することができる。

2 市長は、前項の規定による調査の結果を所轄の警察署長に通知することができる。

(原状回復命令等)

第13条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、不法投棄をした者を確認したときは、当該不法投棄をした者に対し、期限を定め、原状回復命令等必要な措置を行うことができる。

(土地の所有者等への要請)

第14条 市長は、第12条第1項の規定による調査の結果、不法投棄をした者が判明しないときは、不法投棄されている土地の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に、不法投棄されたごみ等の撤去を要請することができる。

(回収容器の設置)

第15条 自動販売機の所有者等は、回収容器を自動販売機の周辺に設置しなければならない。ただし、事業所等の敷地内に設置される自動販売機で、その関係者以外は利用しないものは除く。

2 自動販売機の所有者等は、前項の規定により設置した回収容器を適正に管理し、その周辺に空き缶等が散乱しないように努めなければならない。

第2節 土地の埋立て等の規制

(適用)

第16条 この節は、埋立て等を施工しようとする土地の区域（以下「埋立て等計画区域」という。）の面積が500平方メートル以上（埋立て等計画区域の面積が500平方メートル未満であっても、当該埋立て等計画区域に隣接する土地において、当該埋立て等を施工しようとする日前1年以内に当該事業主により埋立て等の施工が完了し、又は埋立て等を施工している場合には、当該埋立て等計画区域の面積とすでに埋立て等が完了し、又は埋立て等を施工している当該隣接する土地の区域の面積とを合算した面積が500平方メートル以上となる場合を含む。）となる埋立て等について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する埋立て等については、適用しない。

- (1) 法令の規定に基づき許可又は認可を受けて施工する埋立て等であって規則で定めるもの
- (2) 災害のために必要な応急措置として施工する埋立て等
- (3) 国又は地方公共団体が施工する埋立て等

（埋立て等の規制）

第17条 事業主及び工事請負者（埋立て等に関する工事の請負をした者（その者から下請負をした者を含む。）をいう。以下同じ。）は、埋立て等の施工に係る基準（以下この節において「施工基準」という。）を順守しなければならない。

2 前項の施工基準は、埋立て等により、周辺地域の災害、通行の危険その他の安全で快適な生活環境の保全上の支障が生じないように規則で定める。

（埋立て等の届出）

第18条 事業主は、埋立て等を施工しようとするときは、規則で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 埋立て等の目的及び種別
- (3) 埋立て等計画区域の所在地、面積及び地目
- (4) 埋立て等に使用する土砂等の発生場所
- (5) 埋立て等の施工期間
- (6) 埋立て等の施工方法
- (7) 工事請負者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (8) 現場責任者の氏名、住所及び連絡先
- (9) 施工の際に使用する機械の種類及び数

2 前項の規定による届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。

（埋立て等の目的等の変更の届出）

第19条 前条第1項の規定による届出をした事業主は、その届出に係る同項第2号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該変更の内容を市長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(氏名等の変更の届出)

第20条 第18条第1項の規定による届出をした事業主は、その届出に係る同項第1号、第7号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、当該変更の内容を市長に届け出なければならない。

(計画の変更命令等)

第21条 市長は、第18条第1項又は第19条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る埋立て等の計画の内容が施工基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から40日以内に限り、その届出をした事業主に対し、必要な限度において、当該埋立て等の計画の変更又は廃止を命ずることができる。

2 前項の規定による計画の変更を命ぜられた事業主は、当該埋立て等の計画の内容が施工基準に適合するよう計画を変更し、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る埋立て等の計画の内容が施工基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした事業主に対し、必要な限度において、当該埋立て等の計画の変更又は廃止を命ずることができる。

4 第2項の規定は、前項の規定による計画の変更を命ぜられた事業主について準用する。

(施工の制限)

第22条 第18条第1項の規定による届出をした事業主又は第19条第1項の規定による届出をした事業主は、その届出が受理された日から40日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る埋立て等を施工してはならない。

2 前条第2項の規定による届出をした事業主は、その届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、その届出に係る埋立て等を施工してはならない。

3 市長は、第18条第1項、第19条第1項又は前条第2項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前2項に規定する期間を短縮することができる。

(標識の設置)

第23条 事業主は、埋立て等の施工の期間、当該埋立て等計画区域の見やすい場所に、規則で定めるところにより、標識を設置しなければならない。

(承継)

第24条 第18条第1項の規定による届出をした事業主からその届出に係る埋立て等計画区域の土地を譲り受け、又は借り受けた者は、当該埋立て等計画区域の土地に係る当該届出をした事業主の地位を承継する。

2 第18条第1項の規定による届出をした事業主について相続、合併又は分割（その届出に係る埋立て等の施工の権限を承継させるものに限る。）があったときは、相続

人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該埋立て等の施工の権限を承継した法人は、当該届出をした事業主の地位を承継する。

- 3 前2項の規定により第18条第1項の規定による届出をした事業主の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(停止命令及び改善命令)

第25条 市長は、事業主又は工事請負者が第18条第1項又は第19条第1項の規定による届出をしないで埋立て等を施工したと認めるときは、当該事業主又は工事請負者に対し、当該埋立て等の施工の停止を命ずることができる。

- 2 市長は、事業主又は工事請負者が施工基準に適合しない埋立て等を施工したと認めるときは、当該埋立て等の適正な施工を確保するため、当該事業主又は工事請負者に対し、期限を定めて当該埋立て等の施工に関し改善を命じ、又は当該埋立て等の施工の停止を命ずることができる。

(埋立て等の施工の廃止又は完了の届出等)

第26条 第18条第1項の規定による届出をした事業主は、その届出に係る埋立て等の施工を廃止し、又は完了したときは、その日から10日以内に規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該埋立て等の施工が施工基準に適合しているかを検査し、適合しないと認めるときは、当該事業主に対し、期限を定めて当該埋立て等の施工に関し改善を命ずることができる。

第3節 自動車の放置の防止

(自動車の放置の禁止)

第27条 何人も、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車（以下「自動車」という。）を放置し、又は放置させてはならない。

(放置自動車の調査等)

第28条 市長は、自動車としての機能の一部又は全部を失った状態で、正当な権原がなく、放置が確認された日から7日以上放置されている自動車（以下「放置自動車」という。）を認めるときは、当該放置自動車の状況について調査し、当該放置自動車の所有者等に対して当該放置自動車を本来の保管場所に移動させるよう警告することができる。

- 2 市長は、前項の規定により調査を行う場合は、当該公共の場所の管理者及び所轄の警察署長に対し、協力を求めることができる。

(撤去命令)

第29条 市長は、前条第1項の規定による調査の結果、当該放置自動車の所有者等を確認したときは、当該所有者等に対し、期限を定め、当該公共の場所から当該放置自動車を撤去させるように命じることができる。ただし、警察署長その他関係機関から要請があったものについては、この限りでない。

(通告書による告知等)

第30条 市長は、第28条第1項の規定による調査の結果、当該放置自動車の所有者等が確認できないため、前条の規定による撤去を命じることができないときは、次に掲げる事項を記載した通告書を当該放置自動車に張り付け、告知することができる。

(1) 放置自動車を当該場所から撤去すべき旨及びその期限

(2) 撤去期限を経過してもなお撤去されない場合は、当該放置自動車を処分する旨

2 市長は、前項の規定により放置自動車に通告書を張り付けたときは、その旨を告示しなければならない。

(放置自動車の一時保管)

第31条 市長は、第29条の規定による撤去命令又は前条第1項の規定による通告書のそれぞれに定める期限前において、特に必要がある場合は、当該放置自動車を所定の場所に移動させ、一時保管することができる。

2 市長は、前項の規定により放置自動車を保管したときは、その旨を告示しなければならない。

(引取命令)

第32条 市長は、前条第1項の規定により一時保管している放置自動車の所有者等を確認したときは、当該所有者等に対し、期限を定め、当該放置自動車の引取りを命じることができる。

(放置自動車の処分)

第33条 市長は、第29条の規定による撤去命令、又は第30条第1項の規定による告知及び前条の規定による引取命令にもかかわらず、各当該期限が経過した後もなお当該放置自動車が撤去されないときは、あらかじめ告示のうえ、当該放置自動車を処分することができる。

(費用の徴収)

第34条 市長は、放置自動車の移動、保管及び処分に要した費用を所有者等から徴収することができる。

(放置自動車の措置通知)

第35条 市長は次に掲げる措置を講じるときは、放置された場所の管理者及び所轄の警察署長に対し、それぞれ通知するものとする。

(1) 第30条第1項の規定により放置自動車に通告書を張り付けるとき。

(2) 第31条第1項の規定により放置自動車を一時保管するとき。

(3) 第33条の規定により放置自動車を処分するとき。

第4節 空き地等の管理

(空き地等の適正な管理)

第36条 現に人が使用していない土地及び使用しているが相当の空閑部分を有し、人が使用していない土地と同様の状態にある土地（以下「空き地等」という。）の所有者等は、当該空き地等において雑草等が繁茂し、又は枯れ草が密集していることにより、害虫、火災、若しくは犯罪の発生原因となり、又は当該空き地等に隣接す

る道路の通行に支障を来たすような状態（以下「管理不良状態」という。）になることのないよう適正に管理しなければならない。

（助言又は指導）

第37条 市長は、空き地等が管理不良状態にあると認めるときは、当該空き地等の是正を図るため、当該空き地等の所有者等に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

（勧告）

第38条 市長は、当該所有者等が前条の指導に従わないときは、必要な措置を勧告することができる。

第5節 動物の管理

（飼い主の順守事項）

第39条 埼玉県動物の保護及び管理に関する条例（平成10年埼玉県条例第19号）第2条第1号に掲げる動物（以下「動物」という。）の所有者又は管理者（以下この節において「飼い主」という。）は、その飼養する動物について、しつけを適正に行うとともに、公共の場所又は他人の土地、建物その他の財産を汚損又は破損させないようにしなければならない。

（飼い犬の管理）

第40条 犬の飼い主は、前条に定めるもののほか、飼い犬を運動させる場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 飼い犬は、綱、鎖等をつなぎ、いつでもその行動を制止できる状態にしておくこと。
- (2) 飼い犬のふん尿を適正に処理するための用具を携行し、公共の場所及び他人が所有し又は管理する場所を汚損したときは、他人に迷惑を及ぼさないよう直ちに処理すること。

2 市長は、犬の飼い主が前項に規定する事項を遵守していないと認めるときは、当該飼い主に対し、必要な指導をすることができる。

第6節 生活環境を阻害するその他の行為の防止

（指導）

第41条 市長は、法令又は埼玉県生活環境保全条例に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる行為が、市民の生活環境を阻害するおそれがあるときは、その者に対し、必要な指導をすることができる。

- (1) 騒音及び振動を伴う行為
- (2) 悪臭の発生を伴う行為
- (3) 地盤沈下を誘発する行為
- (4) 粉じんの飛散を伴う行為
- (5) 公共の場所の清潔保持を阻害する行為

第4章 環境美化の促進

（環境美化重点地区の指定）

第42条 市長は、特に環境美化の促進及び良好な景観の保護を図るため、次に掲げる区域について、環境美化重点地区の指定を行うことができる。

(1) 空き缶、吸い殻その他廃棄物の散乱の防止を積極的に推進することが必要であると認められる区域

(2) 良好な景観の保護を図ることが特に必要であると認められる区域

2 市長は、前項の規定により環境美化重点地区の指定をしようとするときは、あらかじめ当該指定をしようとする区域内の住民の意見を聴かななければならない。

3 市長は、環境美化重点地区の指定をしたときは、速やかにその旨及びその区域を告示しなければならない。

4 前2項の規定は、環境美化重点地区の指定の解除及び区域の変更について準用する。

(環境美化の促進)

第43条 市長は、環境美化重点地区における環境美化の促進及び良好な景観の保護を図るため、当該環境美化重点地区へのその旨の掲示等必要な措置を講じるものとする。

2 市民及び事業者は、環境美化重点地区の趣旨を尊重し、当該環境美化重点地区の環境美化の促進及び良好な景観の保護に協力しなければならない。

第5章 雑則

(協力要請)

第44条 市長は、この条例の施行に関し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、事業者、関係団体及び関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

(報告の徴収)

第45条 市長は、土地の埋立て等の規制に必要な限度において、事業主又は工事請負者に対し、規則で定めるところにより、その埋立て等の施工の状況について報告を求めることができる。

(立入検査)

第46条 市長は、土地の埋立て等の規制に必要な限度において、その職員に、埋立て等の施工の区域の土地に立ち入り、その埋立て等の状況を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(違反事実の公表)

第47条 市長は、第13条の規定による原状回復命令等又は第25条第1項の規定による停止命令若しくは同条第2項の規定による改善命令若しくは停止命令に従わなかった者について、その事実を公表することができる。

(委任)

第48条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

(罰則)

第49条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条の規定による命令に違反した者
- (2) 第18条第1項又は第19条第1項の規定による届出をしないで埋立て等を施工した者
- (3) 第25条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者

第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第21条第1項又は第3項の規定による廃止命令に違反して埋立て等を施工した者
- (2) 第21条第2項の規定による届出（同条第4項において準用する場合を含む。第52条第1号において同じ。）をしないで埋立て等を施工した者
- (3) 第22条第1項又は第2項の規定に違反した者
- (4) 第26条第2項の規定による命令に違反した者

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第29条又は第32条の規定による命令に違反した者
- (2) 第45条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第46条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第1項、第19条第1項又は第21条第2項の規定による届出において虚偽の届出をした者
- (2) 第20条、第24条第3項又は第26条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第23条の規定に違反して標識を設置しない者

(両罰規定)

第53条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第21号）

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置) 略